

# 平成29年度土地改良区検査等について

## 1 土地改良区検査について

### ●平成29年度土地改良区検査について

#### 1 検査体制等

##### ①農林水産大臣検査

農林水産省大臣官房検査・監察部の検査官2名以上により7日間（現物検査2日、隔時検査5日）

##### ②県知事検査

1) 農政部農地整備課検査従事者2名以上により1日間

※平成29年度から無通告検査を実施（現物検査1日、本検査1日）

2) 農林事務所検査従事者2名以上により1日間

#### 2 検査の種類

検査は、土地改良法第132条に基づき行うこととしており、全ての土地改良区及び土地改良区連合を対象に3年毎に実施する「定期検査」と、特定の事項について、必要が生じたときに実施する「特別検査」があります。

#### ■土地改良法（昭和24年法律第195号）

（報告の徴収及び検査）

第132条 農林水産大臣又は都道府県知事は、土地改良区又は第95条第1項の規定により土地改良事業を行う第3条に規定する資格を有する者に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させるために必要があると認めるときは、これらの者からその事業に関し報告を徴し、又はこれらの者の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

#### 3 検査件数

##### 定期検査件数（検査対象年度：H26, H27, H28, H29の一部）

農林水産大臣（2）、県知事（農地整備課：15 農林事務所：15）計：32

##### 特別検査件数

県知事（農地整備課：－ 農林事務所：－）実施なし

## ●検査指摘に当たっての岐阜県農政部農地整備課の考え方

組織運営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促すことを基本とし、下記事項を考慮して指摘を行うこととしています。

1. 各種法令に違反していないか
2. 定款等諸規程類に反していないか
3. 今後の土地改良区の組織運営に影響を及ぼす課題等がないか

## 2 土地改良区検査の指摘事項について

### ○平成29年度検査の指摘事項の傾向

農地整備課及び農林事務所が実施した定期検査30件について、1土地改良区当たり約7件の指摘事項がありました。

1. 定款、諸規程類について	60件 (29.0%)
2. 議事録について	25件 (12.1%)
3. 維持管理計画書について	16件 (7.7%)
4. 総会（総代会）の出席率について	14件 (6.8%)
5. 理事会の出席率について	12件 (5.8%)
6. 組合員名簿の取扱いについて	10件 (4.8%)
7. 予算流用・予備費の充用について	10件 (4.8%)
8. 監査について	9件 (4.3%)
9. 財務状況の公表について	7件 (3.4%)
10. 監査と監事会の混同について	3件 (1.4%)
11. 理事会・監事会の開催について	3件 (1.4%)
12. 役員選挙について	3件 (1.4%)
13. その他	35件 (16.9%)

### ○具体的な指摘事項について

#### 1 定款、諸規程類について

- ・定款などの諸規程類について、国の改正等を踏まえた見直し等がなされていないもの
- ・個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人情報の適正な取扱いが確保されていないもの

- ・理事長及び事務局長の専決について、運用実態はあるが、規程が定められていないもの

土地改良区定款例、他諸規程例を参考に、実態に合わせて修正してください。  
定款及び諸規程等に基づき事業及び運営を行ってください。

## **2 議事録について**

- ・議事録に記載すべき事項が記載されていないもの
- ・議事録署名者による署名、押印の漏れがあったもの
- ・議事録が袋とじ又は割り印により正しく調製・保存されていないもの
- ・議事録に調製時期が記載されていないもの
- ・議案及び議事録が保管されていなかったもの

総会（総代会）の議事録は、土地改良法施行規則第 28 条の規定に基づき、適正に調製しなければなりません。

議事録は、議決があったことを証明するものとして重要であるため、適切に調製及び保管する必要があります。

### **■土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）**

（議事録）

第28条 総会又は法第52条第5項（法第53条の4第2項において準用する場合を含む。）の会議の議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製し、出席した組合員又はその会議の組織員のうち二人以上の者とともにこれに署名（記名を含む。）及び押印をしなければならない。

- 一 開会の日時及び場所
- 二 会議を組織する者の現在総数及び出席した者の氏名又は名称
- 三 議事の要領
- 四 決議事項
- 五 賛否の数

## **3 維持管理計画書等について**

- ・維持管理計画書及び土地改良施設台帳の内容が実態と合っていないもの
- ・土地改良施設台帳が未整備のもの

定款には土地改良事業計画の定めにより、土地改良事業を行うことが規定されています。よって、定款同様、維持管理計画書についても実態に合わせて変更手続を行い、事務所に備え付けなければいけません。変更するには総代会の議決後、県知事の認可が必

要です。

(重要変更は組合員 2/3 以上の同意が必要)

#### ■土地改良法

(重要事項の議決方法)

第33条 次に掲げる事項に関する総会の議事は、総組合員の3分の2以上が出席し、その議決権の3分の2以上で決する。

- 一 定款の変更
- 二 土地改良事業計画の設定若しくは変更、第85条の3第1項若しくは第6項の規定による申請、第87条の2第4項の規定による同意又は土地改良事業の廃止
- 三 解散又は合併

#### 4 総会（総代会）の出席率について

- ・ 総会（総代会）の出席率が80%未満であり、改善が認められないもの  
総会（総代会）は意思決定機関としての最高機関であるため、運営上最も重要な機能を有しています。よって、基本的に出席率は100%を目指すべきと考えます。

#### 5 理事会の出席率について

- ・ 理事会の出席率が80%未満であり、改善が認められないもの  
理事会は運営上、非常に重要な機能を有しているため、基本的に出席率は100%を目指すべきと考えます。また、規約に定める回数を開催する必要があります。

#### 6 組合員名簿について

- ・ 「組合員の生年月日」欄が空欄になっているもの
  - ・ 資格得喪に伴う異動が反映されておらず、組合員数が正確に把握されていないもの
  - ・ 一定地区の名簿が欠落しているもの
- 土地改良法施行規則第23条第1項の規定に基づき、適正に記載する必要があります。

#### ■土地改良法施行規則

(組合員名簿の記載事項)

第23条 法第29条第1項の組合員名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 組合員の氏名、生年月日及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに法定代理人、後見人又は保佐人があるときは、その氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二～三 略

(組合員名簿の記載事項)

番号	氏名又は名称	生年月日	住所	令第4条第4項に 規定する土地	備考
----	--------	------	----	--------------------	----

※法定代理人、成年後見人又は保佐人があるときは、備考欄にその氏名、住所を記入

## 7 予算流用・予備費の充用について

- ・規程に反し、理事会等の議決を経ることなく、予算流用等が行われているもの

## 8 監査について

- ・監査細則に規定されている監査対象項目に基づく監査が行われていないもの
- ・監査結果の判定、及び理事会への報告がなされていないもの

監査は、会計経理だけでなく業務の執行状況についても行う必要があります。

監事は、監査の結果を総(代)会及び理事会に報告しなければなりません。また、必要な措置を求めたものについては、その措置経過の報告を求め確認しなければなりません。

監査は、会計状況等運営全般を内部で確認する場であることを認識してください。

業務及び会計経理の適正な運営を図るため、監査細則に規定されている監査対象項目について適正な監査を実施してください。

監事監査簿の記事欄には、監査した事項の適否の判断等を記載し、指摘欄には監査の結果、適当でないと認めた事項、改正又は是正の必要ありと認めた事項等を記載してください。

## 9 財務状況の公表について

- ・規約や会計細則に反し、財務状況の公表を行っていないもの

## 10 監査と監事会の混同について

- ・監事会において、監査が行われており、会議が行われていないもの

監事会においては、規約に定められた監査計画等の事項について付議し、協議を行う場としてください。

## 11 理事会・監事会の開催について

- ・規約に定める開催回数が満たされていないもの
- ・付議すべき事項が諮られていないもの

## 1.2 役員の選挙・選任事務について

- ・被選任者の公告が行われていないもの
- ・被選挙人資格審査が行われていないもの

役員選挙(任)の事務手続については、選挙(任)がおおむね4年に1度しか行われなため、公告等の事務手続を忘れてしまうケースがあります。

選挙(任)の前に規程等を十分に確認し、必要な事務手続を把握することが必要です。

役員の被選挙(任)権の審査については、市町村住民課等で必要な帳簿を閲覧するなど適正に実施してください。

### ■土地改良法

(測量、検査又は簿書の閲覧等の手続)

第118条 次に掲げる者は、土地改良事業に関し土地等の調査をするため必要がある場合には、あらかじめ土地の占有者に通知して、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入って測量し、又は検査することができる。

一 国、都道府県又は市町村の職員

二 土地改良区又は連合会の役職員

(中略)

6 第1項各号に掲げる者は、当該事業に関係のある土地を管轄する登記所、漁業免許に関する登録の所管庁又は市町村の事務所につき、無償でその事業に関し必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは登記事項証明書の交付を求めることができる。

## 4 指摘事項への対応等について

### 1 県への報告について

#### ○ すぐに改善が可能な指摘内容

検査後、文書指摘内容により、すぐに修正が可能なものは、理事会の承認を得て修正する。

→ 理事会の議事録及び修正内容を添付し、農林事務所へ提出する。

#### ○ すぐに改善ができない指摘内容

費用が伴い、次年度に予算化が必要な場合は、理事会において今後の方向性を示す。

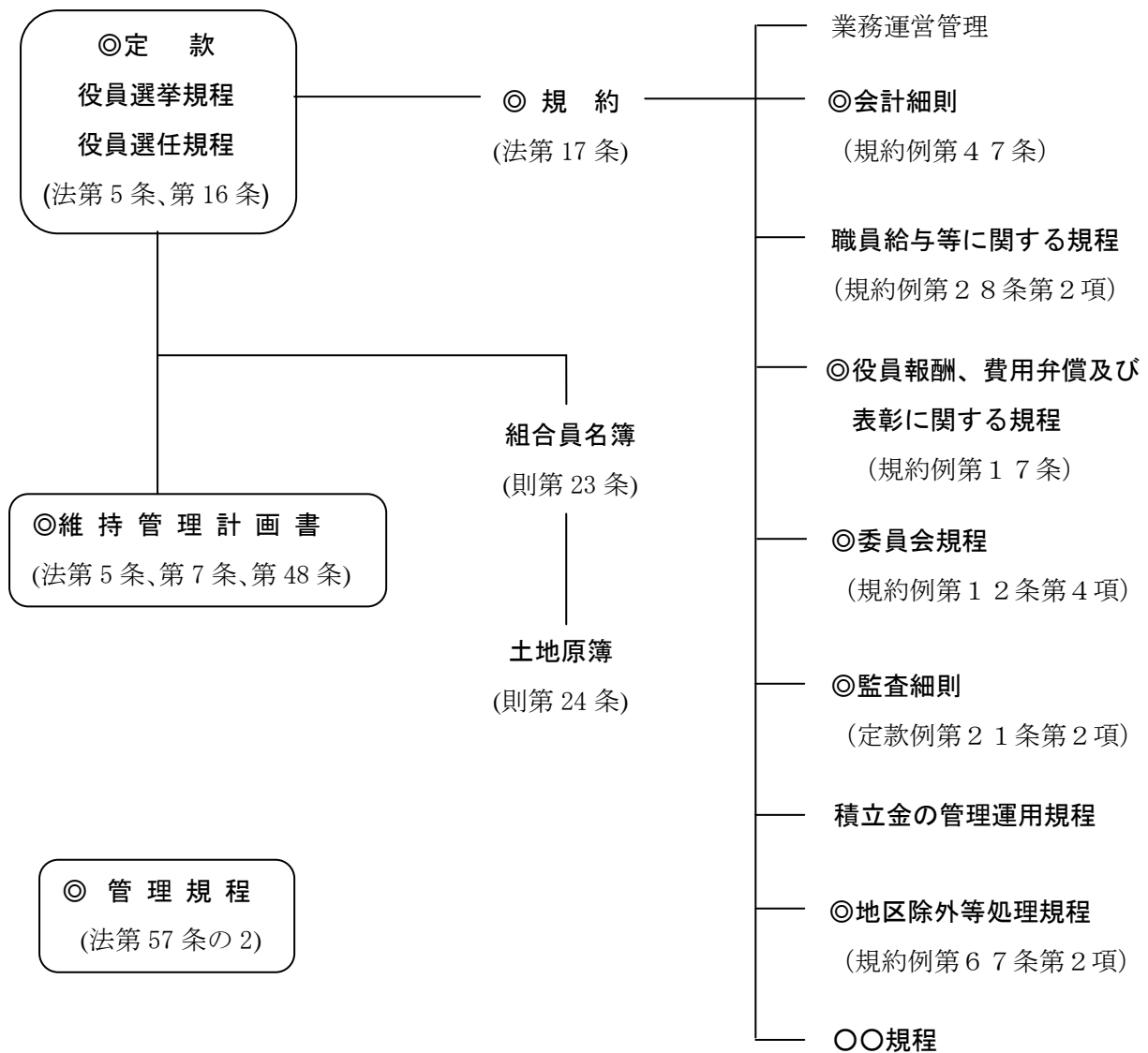
→ 理事会の議事録に今後の方向性やスケジュールを添付し、農林事務所へ提出する。

不正を伴う重大な問題が発見された土地改良区は、解決に向けて定期的に事後指導を行います。次年度以降、土地改良法第132条による検査を実施し、解決に向けての報告又は打合せを行いながら、問題が解決するまで繰り返す方針です。

岐阜県では、平成29年度より「不正・不祥事の未然防止」を主眼とした無通告検査を導入しています。

特別検査とは別に実施します。

## 2 定款等諸規程類の体系について



(注)

- 1
- |     |               |
|-----|---------------|
|     | 知事の認可を要する。    |
| ◎   | 総(代)会の議決を要する。 |
| その他 | 理事会の議決を要する。   |

2 組合員名簿及び土地原簿についても必ず作成しなければならない。

3 施設の維持管理を行っている場合は、維持管理計画書を必ず定めなければならない。